独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	愛媛銀行	コード	8541
提出日	2026/5/27	異動（予定）日	2026/6/27
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため		
☑　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	稲葉　隆一	社外取締役	○										○					有
2	田所　知佳	社外取締役	○										○					有
3	服部　守親	社外取締役	○													○		有
4	松原　文明	社外取締役	○													○	新任	有
5	片山　雅央	社外監査役	○													○		有
6	児玉　光載	社外監査役	○										○					有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	当該役員が代表を務める大一ガス株式会社、タイヨー商事株式会社、日本エネルギーファーム株式会社、株式会社グリーンエネルギー九州、たいようエステート株式会社と当行の間で経常的な金融取引を行っており、当行の取引先に該当しますが、その取引の内容から同役員の独立性に影響を与えるおそれがないと考えられるため、概要の記載を省略しております。	当該役員は、愛媛県松山市に拠点を置く大一ガス株式会社の代表取締役として、優れた企業経営能力と豊富な経験を有しており、また、愛媛経済同友会代表幹事の重役を務めた実績があります。地域経済に関する幅広い人脈や高い識見を有しており、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しております。 当行が定める「当行の社外役員の独立性基準」を満たしており、その他、一般株主との間で利益相反を生じるおそれのある特別な関係もないと判断し、独立役員に指定しております。
2	当該役員が代表を務める田所法律事務所と当行の間で経常的な金融取引ならびに法的事項の相談等を行っておりますが、その取引の内容から同役員の独立性に影響を与えるおそれがないと考えられるため、概要の記載を省略しております。	当該役員は、愛媛県松山市に拠点を置く田所法律事務所の所長として、弁護士活動を行っており、法律の専門家としての経験と知識を有しております。当行の地域金融機関としての持続的成長や企業価値向上を図る観点から、当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化やコーポレート・ガバナンス強化への貢献を期待しております。 当行が定める「当行の社外役員の独立性基準」を満たしており、その他、一般株主との間で利益相反を生じるおそれのある特別な関係もないと判断し、独立役員に指定しております。
3		当該役員は、日本銀行入行後、各地の支店長や本店金融機構局などの要職を歴任後、一般社団法人第二地方銀行協会の常務理事のほか、現職である株式会社セブン銀行の企画部シニアアドバイザーなど幅広い分野で活躍されております。金融行政での豊富な知識や経験に加え、幅広い人脈と高い識見を有しており、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しております。 当行およびグループ会社等との間に利害関係がなく、当行が定める「当行の社外役員の独立性基準」を満たしており、その他、一般株主との間で利益相反を生じるおそれのある特別な関係もないと判断し、独立役員に指定しております。
4		当該役員は、日本電気株式会社入社後、第一金融ソリューション事業部事業部長や執行役員などの要職を歴任されたほか、金融情報システムセンター（FISC）評議員や理事、現職であるコムチュア株式会社の執行役員など幅広い分野で活躍されております。金融のシステム開発での豊富な知識や経験に加え、幅広い人脈と高い識見を有しており、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しております。 当行およびグループ会社等との間に利害関係がなく、当行が定める「当行の社外役員の独立性基準」を満たしており、その他、一般株主との間で利益相反を生じるおそれのある特別な関係もないと判断し、独立役員に指定しております。
5		当該役員は、地方公共団体での要職の経験に加えて、公益財団法人松山市文化スポーツ振興財団の事務局長として運営に携わるなど幅広い知識と見識を有しており、当行の経営体質の一層の充実・強化に寄与いただける人材であると判断し、社外監査役として選任しております。 当行およびグループ会社等との間に利害関係がなく、当行が定める「当行の社外役員の独立性基準」を満たしており、その他、一般株主との間で利益相反を生じるおそれのある特別な関係もないと判断し、独立役員に指定しております。
6	当該役員が代表を務める株式会社パブリック・マネジメント・コンサルティングと当行の間で経常的な金融取引ならびに法的事項の相談等を行っておりますが、その取引の内容から同役員の独立性に影響を与えるおそれがないと考えられるため、概要の記載を省略しております。	当該役員は、長年にわたる金融行政での経験に加え、金融業界の幅広い知識と見識を有しており、2023年には、四国財務局長として四国地区の経済の活性化に尽力された実績があります。これまでの経験を基に、当行の経営全般の監査を、的確かつ効率的に遂行出来ると判断し、社外監査役として選任しております。 当行が定める「当行の社外役員の独立性基準」を満たしており、その他、一般株主との間で利益相反を生じるおそれのある特別な関係もないと判断し、独立役員に指定しております。

4．補足説明

営業取引において一般の取引条件と同様なものにつきましては、独立性に影響を与えるおそれがないと考えられることから、概要の記載を省略しております。

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。